

# 新潟大学理学部同窓会会則（令和7年6月14日改正）

## 第一章 総則

- 第一条 本会は、新潟大学理学部同窓会と称し、事務局は新潟大学理学部(以下本学部という)内に置く。
- 第二条 本会は、会員相互の連携と親睦、並びに資質の向上をはかり、併せて本学部と新潟大学（以下本大学という）の発展、科学技術の振興と地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- 第三条 本会は目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦と連携、及び会員の現況等の把握に関すること。
  - (2) 会員の資質向上に関すること。
  - (3) 科学技術の振興に寄与すること。
  - (4) 地域社会に貢献する活動に関すること。
  - (5) 本大学全学同窓会、本学部後援会との連携に関すること。
  - (6) 各支部単位の独自の活動は、これを積極的に支援するものとする。
  - (7) その他、本会の目的達成のため必要と認める事業

## 第二章 会員

- 第四条 本会の会員は、正会員、準会員、特別会員とする。
- 2 正会員は、本学部、又は本大学大学院理学研究科を卒業等した者、或いは本大学の本学部以外を卒業等した者で役員会が承認した者とする。
  - 3 準会員は、本学部の在學生とする。
  - 4 特別会員は、本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者とする。

## 第三章 支部

- 第五条 本会には、卒業等した学科またはプログラム単位に支部を設けることができる。
- 2 上記の支部以外に地域毎に支部(以下地域支部という)を設けることができる。
  - 3 支部の設置、改廃は役員会で決め、総会、代議員会に報告する。
  - 4 各支部には支部長を置き、支部長は支部を代表する。
  - 5 支部は、その円滑な運営のため、適宜規約を定めることができる。

## 第四章 役員等

- 第六条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 幹事長 1名 (4) 幹事 若干名 (5) 監事 2名
- 第七条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は役員会の推薦を受け、会長が委嘱する。
- 第八条 会長は、役員会において会長候補として選任・推薦し、総会で承認する。
- 2 会長は本会を代表し、会務を総括し役員会において議長を務める。
  - 3 副会長は会長が委嘱する。
  - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
  - 5 監事は、会長が委嘱し、会計及び会務の執行を監査し、必要に応じ役員会で意見を述べるすることができる。

- 第九条 幹事は正会員の中から支部ごとに3名を選任する。
- 2 幹事長は、幹事の中から会長が委嘱するものとし、幹事長は、幹事会において議長を務める。
  - 3 幹事は、本会の運営にかかる実務を処理する。

第十条 顧問は、会務に関して会長の要請により役員会等において助言する。

- 第十一条 役員任期は3年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合、後任役員任期は前項の規定に関わらず、前任者の残任期間とする。
  - 3 監事以外の役員は他の役員と兼ねることができる。

- 第十二条 本会に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長1名、および事務局員若干名を置き本会の事務処理を行う。
  - 3 事務局長は会長が委嘱し、事務局員は事務局長が委嘱する。
  - 4 事務局の事務処理内容、勤務条件等については役員会で定める。

## 第五章 代議員

- 第十三条 代議員は、おおむね60名とし、地域支部以外の各支部から正会員数に応じて選出するものとし、各支部の定数その選出方法は役員会で決める。なお、定数は正会員数の変化に対応し、必要に応じ適見直しを行うものとする。
- 2 代議員は、会員に代り定例総会が行われない年度の、会の運営事案に関し審議・議決する。
  - 3 代議員に欠員を生じた場合、適宜、所属支部から選出補填する。
  - 4 代議員任期は3年とし、再任を妨げない。
  - 5 代議員に欠員が生じた場合、後任代議員任期は前項の規程に関わらず、前任者の残任期間とする。
  - 6 役員が代議員を兼ねることを妨げないものとする。

## 第六章 会議

- 第十四条 会議は、総会、役員会、代議員会、幹事会とする。
- 2 総会は、正会員により構成する。
  - 3 役員会は、監事以外の役員により構成する。
  - 4 代議員会は、代議員及び役員により構成する。
  - 5 幹事会は、幹事により構成し、必要により委員会を設けることができる。
- 第十五条 総会及び役員会は、会長がこれを招集する。
- 2 総会は、3年毎に開催する定例総会その他、役員会、または会員の発意により役員会が必要と認めたときに臨時的に開催し、会の運営にかかる次の重要事項を審議、議決する。
    - (1) 会長の承認
    - (2) 総会開催年度の事業計画、予算及び前年度の事業報告、決算報告の審議、議決
    - (3) 代議員会で審議、議決した年度の事業及び事業費の報告の承認

- (4) 重要な会則の変更
- (5) 財産管理で役員会が重要と判断したもの。
- (6) その他、会の運営上重要な事項等
- 3 役員会は、必要に応じこれを開催し、会務の運営にかかる事項を審議、決定する。なお、代議員会の権能にかかる事項及び会長が必要と認める事項は、代議員会にこれを諮るものとする。

第十六条 代議員会は定例総会が開催されない年度に、年1回開催するものとし、会長がこれを招集する。

- 2 代議員会は、次に掲げる事項を審議、議決する。
  - (1) 軽微な会則変更
  - (2) 定例総会が開催されない年度の事業計画、予算及び前年度の事業報告、決算報告の審議、議決
  - (3) その他、会長が代議員会に諮る必要があると認めた事項

第十七条 幹事会は、幹事長が招集する。

第十八条 役員会、代議員会は、それぞれ構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 役員会又は代議員会に出席できない者は、書面をもって議長に委任することができる。

- 3 委任状も出席に数える。

第十九条 各会議の議決は次による。

- (1) 総会は、出席した正会員の過半数をもって議決する。
- (2) 役員会及び幹事会は、出席者の過半数をもって議決する。
- (3) 代議員会は、出席者の過半数をもって議決する。

## 第七章 会計

第二十条 本会の経費は、正会員、準会員、特別会員の会費または終身会費、入会金、寄付、その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 本会入会の時は、入会金を納入するものとする。
- 3 入会金、会費の額、及び納入方法は、役員会で定める。
- 4 役員会で必要と認めたときは、臨時的な経費を徴収することができる。
- 5 各支部で独自に行う特別の事業活動に要する経費は、別途、支部構成員から徴収できる。
- 6 総会または代議員会前に実施される事業等の経費については役員会の了解を得て議決前に予算執行できるものとする。ただし、事後、直近の総会または代議員会で承認を得るものとする。

第二十一条 支部の運営経費については、年度ごとに役員会でこれを定め各支部に交付するものとする。

- 2 各支部は、支部活動に関する毎年度の事業報告、決算報告を、翌年度の4月25日までに役員会に提出するものとする。

第二十二条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(附則)

- 1 この会則は、平成16年8月28日から施行する。  
ただし、会費の徴収に関する条項については、平成17年4月1日から施行する。
- 2 本会則の施行に伴い、平成2年9月26日制定の新潟大学理学部同窓会会則は、平成16年8月28日をもって廃止する。
- 3 経過措置
  - (1) 会則施行前の理学部同窓会、並びに各学科同窓会の所有する資産、平成16年度事業は本会則施行に伴い理学部同窓会、並びに各学科支部に引き継がれるものとする。
  - (2) 本会則承認時の総会に限り、第8条に規定する総会への会長推薦は、代議員会に依らず各支部から推挙された候補者からとする。
- 4 平成23年6月19日改正、同日より施行する。
- 5 平成25年6月8日改正、同日より施行する。
- 6 令和7年6月14日改正、同日より施行する。